

パブコメに意見を出そう

締切：12月5日(金)



避難ではなく、屋内退避で「一時的外出」を認め、住民に被ばくを強いる

「屋内退避の運用案」に反対しよう

2025年11月22日 避難計画を案ずる関西連絡会

11月5日に原子力規制庁は「屋内退避の考え方及びその運用について（案）」（以下「文書案」※¹）をまとめ、規制委員会はこれを了承しました。11月6日からパブコメが始まり、12月5日が締め切りです。

※1 今回の規制庁「文書案」は、「原子力災害対策指針」（規制委）の屋内退避に関するものです。

今回の「文書案」では、屋内退避中の一時的な外出を認めています。これはむしろ、UPZ住民を極力避難させずに、屋内退避に閉じ込めるためのものです。そのために「一時的外出」なるものを導入しようとしています。しかし、これでは被ばくを防護することはできません。パブコメに意見を出して、「文書案」の撤回を求めましょう。

下記に「文書案」の問題点をいくつか紹介します。

◇パブコメ募集期間：2025年11月6日（木）～12月5日（金）

◇パブコメ対象文書：防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について（案）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000301833>

◇意見提出の方法：下記URLにある「意見公募要綱」をクリックし、さらに「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について（案）」をクリック。そして左下の□にチェックを入れ、意見入力に進む。

★Google Chromeでは開けない場合があります。そのときは、Microsoft Edgeで開いてください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198025205&Mode=0>

屋内退避の運用案 いくつかの問題点の紹介

1. 「一時的外出は『屋内退避』の概念に含まれている」は詭弁で実行は不可能
2. 「一時的外出」は多くの住民に被ばくを強いる。防護装備や線量管理もなし
3. 屋内退避では被ばくは避けられない
4. 自然災害と重なれば、避難も屋内退避もできない

1. 「一時的外出は『屋内退避』の概念に含まれている」は詭弁で実行は不可能

「文書案」では、屋内退避中の一時的外出を必要なものとして認めています。しかし、屋内退避中に一時的に外出すれば、「防護措置としての」という屋内退避の目的は失われま

す。「一時的外出が『屋内退避』の概念に含まれる」というのは詭弁です。そして、実行は不可能です。

これまで、P A Z住民は「全面緊急事態」で避難を開始します。U P Z住民は「全面緊急事態」で屋内退避を開始し、その後放射線量が $500 \mu\text{Sv}/\text{時}$ で即時に避難し、 $20 \mu\text{Sv}/\text{時}$ でおよそ1週間以内に「一時移転」(避難)することになっています。

しかし、冷却機能喪失等の「全面緊急事態」でもU P Zは屋内退避で、その後プルームの到来やベント実施による放射性物質が放出されても、前記の高い線量率になるまでは屋内退避です。約3日間の屋内退避時に一時外出を認めています。これは事故を過小に見せることにつながっています。結局は、住民に被ばくを強いることになるのです。

福島原発事故時には、緊急事態宣言(3月11日19時03分)から1号機のベント開始まで約15時間でした(3月12日10:17ベント開始。14:30ベント終了。15:36原子炉建屋で爆発)。緊迫する原発の状況の中で、放射能放出前に、生活必需品を調達したり、病院に行ったり、除雪を済ませたりするなど不可能です。

さらに「文書案」では、基本的に放射能放出後の一時的な外出も認めています。「屋内退避中の一時的な外出や活動は、放射性物質の放出前に実施されることが想定されるが、・・放射性物質の放出後であっても・・一時的な外出や活動が可能な場合には、国がその旨を判断する。」(「文書案」10頁)と書いています。「国が判断する」としていますが、何をどのように判断するのかは具体的に明記されていません。

また、「放射性物質が放出されるおそれが高いと国が判断した場合には、国や地方公共団体は、一時的な外出を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うことで、屋内退避を確実に実施することとする。」(12頁)としていますが、一時的な外出を「控えるよう注意喚起」するだけで、禁止していません。

一時的な外出が「屋内退避」という概念に含まれているとの記述は、屋内退避中の一時的な外出を原則として容認するという意味にしかなりません。

[文書案] 4. (5) ア 一時的な外出の考え方(9頁)「屋内退避中は、無用な被ばくを避けるために屋内に留まることが原則であるが、「生活の維持に最低限必要な一時的な外出、屋内退避を継続する上で必要な行為であり、『屋内退避』という概念に含まれている」ものである。つまり、屋内退避の指示が出ていても、そのような一時的な外出については、屋内退避の指示に反していることにはならない」

(10頁)「屋内退避中の一時的な外出や活動は、放射性物質の放出前に実施されることが想定されるが、(中略)放射性物質の放出後であっても (中略)一時的な外出や活動が可能な場合には、国がその旨を判断する。」

2. 「一時的外出」は多くの住民に被ばくを強いる。防護装備や線量管理もなし

「文書案」では、一時的な外出を認めると同時に、「防護装備や線量管理は不要」とまで明記しています。住民が生活を維持するための外出として、生活に必要な物資の購入、緊急性の高い医療を受けるための通院や外来往診、屋根の雪下ろしや除雪、外飼のペットの給餌等を例示しています。これは住民の被ばくへの警戒心を奪うものです。放射性物質を

含んだ屋根の雪下ろしや家屋周辺の除雪作業に至ってはまさに被ばくの強要です。

そして、一時的な外出を認めるために、住民の生活を維持するための店舗従業員、店舗に商品を納入する従業員、医者、看護師、薬剤師、医療事務職員、介護者、交通機関従事者等は屋内退避さえできなくなります。避難を極力させないために、屋内退避で一時的外出を認めることで、多くの人々に被ばくを強いることになります。

さらに一時的外出の際、「防護装備や線量管理は不要」とまで明記するのは、原子力防災の常軌を逸しています。一時的外出で被ばくし、後に健康影響が出ても証明するものではなく、原発事故との関係を示すことはできません。安定ヨウ素剤の配布については明記されていません。

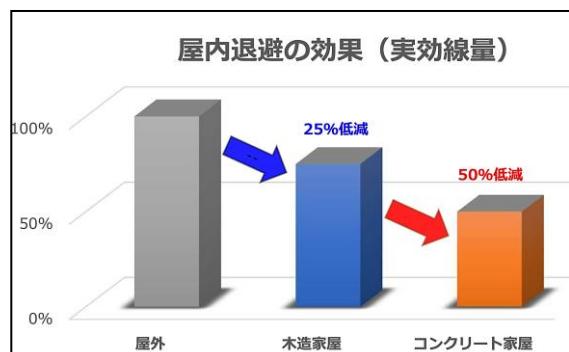
[文書案] 4 (5) ア① (10 頁) <屋内退避中の住民の一時的な外出の例> (抜粋)

- ・生活に必要な物資調達のための外出
 - ・緊急性の高い医療を受けるための外出
 - ・家屋の屋根等の雪下ろしや出入り口を含む家屋周辺の除雪作業
 - ・外飼いのペットや家畜等の給餌を行うための外出
- ② (11 頁) <屋内退避中の生活を支えるライフライン管理者・民間事業者の活動の例>
- ・食料等の生活物資や燃料等の輸送
 - ・避難道路の啓開・復旧作業や除雪作業
 - ・ライフライン（電気・ガス・上下水道・通信等）の復旧作業
 - ・医療施設における入院患者の診療及び診療継続のための支援、外来患者に対する救急や透析治療等の緊急性の高い医療の提供、訪問看護及び調剤薬局の営業
 - ・入居者を有する介護施設及び社会福祉施設の運営や訪問介護

[文書案] 4 (5) イ 一時的な外出等際の防護装備 (11 頁) 「屋内退避中の一時的な外出や活動は、(中略) 外出や活動の際の特別な防護装備や線量管理は不要である。」

3. 屋内退避では被ばくは避けられない

屋内退避の被ばく低減効果は、規制庁の資料^{※2}「屋内退避により、屋外で活動するより、全身の被ばく線量（実効線量^{※3}）について、木造家屋では概ね 25% の被ばく低減効果、コンクリート建屋で概ね 50% の被ばく低減効果があることが示された」と書かれています。原発から 30km 圏内には木造家屋が多くあります。木造家屋では屋内退避しても、屋外にいる場合と比べてわずか 25% しか低減効果はありません。換気もできない中で、最低 3 日間は屋内退避を続けるというのです。



※2 第 1 回原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム 令和 6 年 04 月 22 日 屋内退避について 12 頁
<https://www.da.nra.go.jp/data/NRA100001253-002-003.pdf>

※3 実効線量とは、臓器あるいは組織の組織加重係数を乗じて全身被ばく相當に換算した線量

4. 自然災害と重なれば、避難も屋内退避もできない

「文書案」では屋内退避を比較的容易な被ばく低減の対策としています。避難に必要な避難車両の確保や避難退域時検査、避難所の開設準備等が要らない屋内退避は、国や県・市町村行政にとっては比較的容易かもしれません。しかし、住民が被ばくの恐怖の中で屋内に留まることは決して容易なことではありません。

地殻変動の激しい日本では、原発事故は地震や津波、噴火などに伴う複合災害を考慮しなければなりません。能登半島地震では孤立集落や道路の寸断、水道・電気・ガスも途絶える中で、避難や屋内退避も不可能でした。UPZ圏内に気密性のある頑丈な建物はわずかです。半壊にもならない屋根瓦が割れるだけでも雨漏りすれば放射性物質が流れこみます。能登半島地震では、陽圧化した建物やモニタリングポストが幾つも壊れ、機能しませんでした。屋内退避を主要な防護措置とする位置づけはUPZ住民の放置に他なりません。

「文書案」ではPAZは重篤な急性障害などのおそれがあるために予防的避難をするしながら、避難が難しい場合は安易に屋内退避を指示しています。PAZでは、100mSvの被ばくも予想されています。これはPAZ住民に被ばくによる健康障害を受け入れろということです。

能登半島地震を経験しながら、複合災害でも屋内退避を強いるなどありません。原災指針にも具体的な対策は示されていません。

確定的影響のおそれがあるPAZに屋内退避の指示はありません。PAZで予防的避難ができない可能性があるため、規制委員会は原発の稼働を許可してはなりません。

〔文書案〕 1. はじめに（2頁）「屋内退避は、原子力災害時に住民等が比較的容易に被ばくの低減を図ることができる対策であり、原子力災害対策指針においても、UPZにおける主要な防護措置の一つとして位置づけられている」

〔文書案〕 2. (4) (4頁) 「また、全面緊急事態時に予防的に避難を行うPAZにおいては、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、天候の回復や避難車両の準備等、安全に避難できる状態が整うまでは、屋内退避を行うことになる」

2025年11月22日 避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体) グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 原発なしで暮らしたい宮津の会/ 脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会

この件の連絡先: 美浜の会 大阪市北区西天満4-5-8 八方商事第2ビル301 TEL: 06-6367-6580 mihama@jca.apc.org